

# 議第 27 号 呉市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について

## 1 制定の趣旨

平成 30 年 6 月に公布された第 8 次地方分権一括法（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 66 号））による就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「法」といいます。）の一部改正により，幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等の事務及び権限が都道府県から中核市に移譲されることに伴い，当該認定こども園の認定の要件を定めるため，新たに条例を制定するものです。

## 2 条例の内容

法の基準に従うとともに，「就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣，文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号。以下「国の基準」といいます。）を参酌し，(2) から(4) までに掲げる認定こども園の認定の要件を定めます。なお，幼保連携型認定こども園については，この条例とは別に呉市幼保連携型認定こども園の学級の編制，職員，設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 28 年呉市条例第 30 号）で設備，運営等に関する基準を定めています。

### (1) 幼保連携型認定こども園

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として，認定こども園の機能を果たす類型

### (2) 幼稚園型認定こども園

認可幼稚園が，保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど，保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす類型

### (3) 保育所型認定こども園

認可保育所が，保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど，幼稚園的機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす類型

### (4) 地方裁量型認定こども園

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が，認定こども園として必要な機能を果たす類型

## 3 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園（以下「認定こども園」といいます。）の主な認定の要件

### (1) 職員の配置（第 3 条）

認定こども園の職員の配置は，次のとおりです。ただし，常時二人を下回ってはけません。

子どもの区分	員数
(1) 満1歳未満の子ども	おおむね3人につき一人以上
(2) 満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき一人以上
(3) 満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき一人以上
(4) 満4歳以上の子ども	おおむね30人につき一人以上

## (2) 職員の資格（第4条）

認定こども園の職員の資格は、次のとおりです。

ア 満3歳以上 幼稚園の教員免許状と保育士の資格を併有していることを原則としますが、市長が困難であると認める場合はいずれかを有する者でも可とします。

イ 満3歳未満 保育士の資格を有する者

## (3) 施設整備（第5条）

### ア 敷地

幼稚園及び保育機能施設の用に供される建物及びその附属設備が同一の又は隣接する敷地内にあることを原則としますが、一定の要件を満たす場合は、同一の又は隣接する敷地内以外の設置も可とします。

### イ 必要な設備

認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならないものとします。

### ウ 園舎等の面積

園舎、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、乳児室及びほふく室にそれぞれ必要な面積の要件を設けます。

## (4) 食事（第5条）

保育を必要とする子どもへの食事の提供は自園調理を原則としますが、満3歳以上の子どもについては、一定の要件に該当する場合には外部搬入を可とします。

## (5) 教育及び保育の内容等（第6条～第14条）

認定こども園における子どもの教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）を踏まえ、幼稚園教育要領（平成29年文部科学省告示第62号）及び保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に基づいたものであるとともに、認定こども園の固有の事情に配慮したものでなければならないこととします。

また、教育及び保育についての基本及び目標や配慮すべき事項、小学校教育との連携等について定めます。

## (6) 管理運営等（第15条）

情報開示、児童虐待防止の観点からの適切な配慮、子どもの健康及び安全を確保するための体制整備、補償体制の整備、評価の実施及びその結果の公表等

をすることを努力義務とし，又は義務付けます。

#### 4 市の考え方

##### (1) 国の基準との相違点

項目	内容	理由
園舎に設ける乳児室及びほふく室の面積の要件（第5条第10項）	国の基準では，満2歳未満の子ども一人当たり，乳児室の面積は1.65平方メートル以上，ほふく室の面積は3.3平方メートル以上となっていますが，いずれも3.3平方メートル以上とします。	広島県からの権限移譲である点を踏まえ，現在の広島県の条例と同様とし，乳児室もほふく室と同等の面積を確保します（既存の幼稚園等から転換する認定こども園で，乳児室の面積が基準を満たさないものについては付則に特例を設けます。）。

##### (2) 認定の要件の設定

国の基準は全て「参酌すべき基準」です。

本市の実情に，(1)の相違点を除き国の基準と異なるものとすべき事情や特性がないため，(1)の相違点以外は，国の基準どおりとします。

##### 【参考】

##### ・参酌すべき基準

地方公共団体が当該基準を十分参酌した結果としてであれば，地域の実情に応じて，異なる内容を定めることが許容されるもの

#### 5 施行期日

平成31年4月1日